

事業所防災リーダー通信 vol.40

事業所防災リーダーに向けて、防災知識や防災に関するお知らせ等を定期的に発信します。

事業所防災リーダーへのご登録、ありがとうございました！
東京都防災リーダー事務局からのお知らせです。
本メールは、事業所防災リーダーとして登録された際のメールアドレスにお送りしています。

<<事業所防災リーダー必携④⑩>>

◆さらに事業継続の実効性を高めるために

前回「BCP」についてお伝えしましたが、さらに事業継続の取組を継続させる仕組みとして「BCM」があります。このBCMでは単なる計画ではなく、BCPの策定も含め事業継続に関する**一連の対策を講じるマネジメント**を総合的に行います。

【BCMとは（**B**usiness **C**ontinuity **M**anagement）】

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための**予算・資源**の確保、**事前対策**の実施、取組を浸透させるための**教育・訓練**の実施、点検、**継続的な改善**などを行う平常時からのマネジメント活動。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

（内閣府防災担当「[事業継続ガイドライン（令和3年4月改定）](#)」より）

【事例：なぜBCMが必要なのか？】

A社（コンピューターチップ製造）



- A社のコンピューターチップ製造工場で火災が発生。
- 火災そのものは小規模なものであったが、クリーンルームの空調に煙やすず、埃が流入したことで、クリーンルーム、製造装置、製造工程中の在庫に深刻な被害が出た。

B社（A社よりコンピューターチップを調達）



- 速やかに設計変更、代替サプライヤーへの手配を行う**緊急対応を実施した。**

C社（A社よりコンピューターチップを調達）



- **緊急対応は行わず**、A社の生産再開を待つこととした。
- 事態の深刻度を理解した時には、代替サプライヤーを確保しようにもB社に押さえられてしまっており、**事業が中断、市場シェアを失った。**

この事例から学ぶべき「教訓」は、「**サプライヤーの被災情報を得た際には、受け身ではなく能動的に自社の事業継続のために必要な対応を開始する。**」ことといえます。有事の際にこのような対応をできるようにするため、**平時にBCMの活動を推進しておくことが重要**です。